

地方公務員法の一部を改正する法律等の一部改正等に伴う  
関係教育委員会規則及び規程の整理について

1 制定理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）等の一部改正及び人事委員会勧告に基づき、関係する9つの教育委員会規則及び2つの規程の一部改正を行う。

2 制定内容（各規則・規程に対応した改正内容等は下記参照）

- (1) 令和3年改正法により再任用制度の廃止に係る規定及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に係る規定の整備について、所要の改正を行う。
- (2) 令和3年改正法の施行に伴う経過措置について定める。
- (3) 人事委員会の勧告に基づく所要の改正（3月期の期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月月に均等配分する等）を行う。
- (4) 各種手当に関する規定整備を行う。
- (5) 条ずれ等を改める。

3 施行期日

令和5年4月1日

【教育委員会規則・規程と改正内容の対応関係】 ※表頭右側の番号は上記改正内容の番号に対応

改正規則・規程	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
① 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	●	●			●
② 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	●				
③ 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	●	●		●	●
④ 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	●	●		●	●
⑤ 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	●	●	●	●	●
⑥ 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	●	●	●	●	●
⑦ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	●	●		●	●
⑧ 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	●	●			
⑨ 幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	●				
⑩ 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令	●				
⑪ 区立小中学校職員旅費支給規程の一部を改正する訓令	●				

(●が改正部分)